

謹啓

ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様の中には、親しい弁護士を知っているといた方もおられるかと思いますが、私の仕事柄、しばしば、弁護士の紹介を頼まれることがあります。

そこで、知り合いに弁護士のいない方に、親しい弁護士である前田尚一氏を紹介させていただきます。

同弁護士は、『法律』は“法律を知っている者に味方する！！”・『弁護士』の仕事は、“依頼者との協働作業である”ということを経験として業務を行っています。弁護士3人体制で、中小企業の経営関連法務(労働問題、診療報酬など債権の回収を含む。)はもちろん、家賃回収・明渡などの不動産案件に加え、交通事故、離婚・相続、借金問題・過払い請求などの個人の分野にも積極的に取り組んでいます。

これまで担当した案件の実績・事例、経歴は、同封の事務所紹介に掲載されており、判例誌で紹介された裁判を担当していたり、TVやラジオに出演したり、幅広い活動を実践しています。

もし何かトラブルに巻き込まれて困っておられる場合、とりあえず法律相談をしてみたいという場合など、私に言っていただければ、すぐにご紹介いたします。

素人には法律問題なのかどうかも分からないまま放置してしまう場合もあります。漠然としていても、まずは弁護士に相談されるのがよいと思います。

同弁護士からは一定数ですが無料相談の枠を預かっていますので、是非ご利用下さい。また、事案によってはプライバシーに大きく関わる場合もあるかもしれません。その場合は、同弁護士に直接連絡をとっていただいても結構です。その際、私の名前を出して下されば相応の対応をしてくれるはずです。

なお、同弁護士は、いくつかのHPを主催していますが、事務所HPの中に、「士業ネットワーク」のコーナーを設置し (<http://www.smaedalaw.com/shigyuu/>、私を紹介してくれています。是非ご覧下さい(「札幌士業ネット」と検索いただくと、一番に出ます。))。

また、同弁護士は、メールマガジン『本当は怖い身近な法律問題』(無料)を発行しています。同弁護士のHPからも登録できます(⇒ <http://www.smaedalaw.com/>)、同封の「メルマガ登録(無料)依頼書」に所定事項を記入して FAX すれば、登録を代行して貰えます。

私に関する記事も掲載される場合もあるかもしれませんので、是非ご登録下さい。

末筆ではございますが、ますますのご発展をお祈り申し上げます。

謹白

札幌●●●●●株式会社

不動産鑑定士 ● ● ● ●

T e l . 0 1 1 - ● ● ● ● - ● ● ● ●

メルマガ登録(無料)依頼書

FAXにてお知らせ下さい！！

ご 芳 名	
-------	--

メールアドレス	@
---------	---

FAXにて、このままご返信ください。FAX 011-261-6241 担当：岩本

弁護士前田尚一法律事務所（札幌）は、
過払い・債務整理、離婚・相続、交通事故等の個人事件のほか、
中小企業を中心とした、労働問題を含む企業法務について
法律サービスを提供しています。

弁護士前田尚一法律事務所（札幌）では、
現在、メルマガ『**本当は怖い身近な法律問題**』（無料）を発行しております。
『法律問題』は、貴殿の都合も聞かず、ある日突然やってきます。知らない
と損をする法律知識をわかりやすく解説するものです。

登録は**無料**です。

登録をご希望される方は、別紙「**登録依頼書**」に貴殿のメールアドレス（PCの
み）などをご記入のうえ、当事務所（FAX011-261-6241）宛ご送信下さい。

登録を代行いたします。